65 歳以上の市民の皆さんへ

新型コロナウイルスワクチンのお知らせ

予約受付をスムーズに行うために、案内は年齢を分けてお知らせしています。

❶ 80 歳以上〈発送済み〉
❷ 75 ～ 79 歳〈発送済み〉
❸ 70 ～ 74 歳〈6月2日(水)発送〉
❹ 65 ～ 69 歳〈6月9日(水)発送〉

1 週間の間隔で年齢別に案内を発送しています。
案内が届きましたら、下記の流れで接種をしてください。

ワクチン接種の流れ

STEP 01　接種場所を選びます

案内に同封される医療機関一覧から選びます。かかりつけ医がある場合はそちらを優先してください。接種費用は全額無料です。

STEP 02　電話で予約します

予約受付開始
5 月 24 日 月 ～

準備のできた医療機関から順次受け付けを開始します。

接種を希望する医療機関に必ず事前に電話で直接予約してください。

STEP 03　1 回目の接種をします

接種開始
5 月 31 日 月 ～

予約した日時に来院します。体調がすぐれない場合は接種を控えてください。

STEP 04　2 回目の接種をします

1 回目の接種から 20 日の間隔をおいて接種します。

1 回目 → 20 日後 → 2 回目

※接種に必要なワクチンは確保していますので、焦らず余裕を持って予約してください。

■**接種手続きなどに関する相談窓口**　弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（☎ 0120-567-745、月～金曜日の午前９時～午後８時、日曜日・祝日の午前９時～午後５時）

対象の人は
ご確認ください

児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し

令和３年３月分から、国民年金法による障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金などを受給している人の児童扶養手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が見直されました。

ただし、遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等のみを受給している人や障害厚生年金（３級）のみを受給している人は、見直しの対象外です。

▼**見直しの内容**

①手当額の算出…これまで障害基礎年金等を受給していて、その受給額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和３年３月分以降は、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の「子の加算額」を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

②所得の算定…児童扶養手当の受給資格者が障害基礎年金等を受給している場合は、非課税の公的年金等（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など）も所得として取り扱います。

▼**申請方法**　申請は随時受け付けていますが、経過措置が以下のとおり設けられていますのでご注意ください。

○これまで障害基礎年金等を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった人で、３月１日時点に支給要件を満たしている場合…6 月 30 日までに申請すれば、３月分の手当から受給できます。

○３月１日から６月 30 日までの間に、新たに児童扶養手当の支給要件に該当した場合…6 月 30 日までに申請すれば、支給要件に該当した月の翌月分から受給できます。

○７月１日以降に申請をした場合…申請した月の翌月分から受給できます。

▼**必要書類**　申請者および対象児童の戸籍謄本、年金手帳、年金証書、通帳

■**問い合わせ先**　こども家庭課家庭給付係（☎ 40-7039）

対象者は
忘れず提出を

児童手当の現況届は郵送で提出を

児童手当を受給している人は、毎年６月１日時点の児童の養育状況などを記入した「現況届」の提出が必要です。提出が必要な人（職場で手続きが必要な公務員は除く）には５月末に書類を送付しています。

提出がない場合、手当を受給できなくなりますので、忘れずに提出してください。今年も新型コロナウイルス感染症の防止のため、郵送での提出をお願いします。

▼**提出期限**　６月 30 日（水・必着）

▼**提出方法**　郵送（同封している返信用封筒をご利用ください）

■**問い合わせ先**　こども家庭課家庭給付係（☎ 40-7039）

協働によるまちづくり学生ジャーナリスト No.1 決定戦　募集開始！

市では、協働によるまちづくり基本条例を施行し、市民の皆さんと一緒になってまちづくりに取り組んでいます。

この度、学生のまちづくりへの参加を促進するとともに、市内のさまざまなまちづくり活動を幅広く市内外にＰＲすることを目的として、まちづくり活動の紹介記事を広く募集し、その中から優れた作品を選び表彰します。世代、地域を越えて人と人とがつながり、このまちでキラリと光るすてきな活動の紹介作品をお待ちしています。

▼**応募期限**　10 月 29 日（金・必着）

▼**参加料**　無料

▼**賞**　１位（協働大賞１作）…賞金５万円／２位（協働優秀賞１作）…賞金３万円／３位（協働準優秀賞１作）…賞金１万円／佳作（10 作）…図書券 2,000 円分

▼**応募資格**　①市内にある高校、大学、専門学校に通学している人／②市内に居住し、高校、大学、専門学校に在学している人

※個人またはグループで応募できますが、個人とグループの二重応募はできません。個人が複数のグループに所属することもできません。

▼**応募点数**　１人または１チーム１点まで

▼**作品の規格など**　Ａ４サイズ１面（カラー可）／市内で行われているまちづくり活動（ボランティア活動、町会活動、イベントなど）を取材した記事で、応募者本人が５月６日～10 月 29 日に取材、作成等をした未発表のもの／手書きで作成する場合は鉛筆不可

▼**応募の流れ**　①エントリーシートに必要事項を記入し、郵送、メールまたは持参で提出／②まちづくり活動を取材して記事を作成し、郵送、メール（ＰＤＦファイル）または持参で提出

▼**結果発表および表彰式**　審査結果は 12 月頃に市ホームページ等での発表を予定しているほか、入賞者（１位～３位）にはメール、電話または郵送で通知します。佳作の人には郵送（図書券同封）で通知します。なお、入賞者（１位～３位）には市役所で行う表彰式に参加していただきます（12 月中を予定）。

▼**その他**　応募された作品は、原則全て市ホームページに掲載します／入賞の通知後、コンテスト事務局からの連絡等に対応できない場合は入賞を取り消す場合があります／審査過程や審査結果に対する問い合わせや異議についてはお答えできません／学生に取材して欲しいまちづくり活動、ボランティア活動、町会活動、イベントなどがありましたら、コンテスト事務局まで情報をお寄せください。

※コンテストの詳細は市ホームページをご覧ください。

■**問い合わせ・応募先**　市民協働課協働推進係（コンテスト事務局、〒 036-8551、上白銀町１の１、市役所２階、☎ 40-7108、Ｅメール shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp）